

## 【Q ペイオフ対策】

**Q. 預貯金の預け先の選定は、どのようにすればよいでしょうか。**

A

金融機関が破綻した場合、利息のつかない当座預金や決済用普通預金を除いて、1千万円を超える預金に対しては保護されません。

したがって、破綻しそうにない健全な金融機関を自分で判断して選択しなければなりません。

判定となる主な指標として、次のような項目が挙げられます。

- ・ 株価  
株式市場による評価。非公開会社の金融機関については対象外。  
入手方法：新聞、ホームページ
- ・ 格付機関の格付  
専門家たる第三者機関による評価。格付機関は複数あり。  
入手方法：格付機関発行誌、ホームページ
- ・ 自己資本比率  
自己資本が4%（国際業務も行う銀行の場合8%）を維持するよう定めており、この水準を割ると、金融庁が金融機関に対して業務改善命令、最悪の場合には業務停止命令を出します。  
入手方法：ホームページなど

少なくともこれら3つの指標を4半期決算ごとに集計し、それらの高低・推移を見極めて、預金の選定先や、決済用預金か利息付預金かの選定を判断するべきです。